



△道路行政に關係ある法律  
命令、訓令、通牒等尙く  
も道路行政に當る人々の  
知らざるべからざること  
は凡て本欄に於て紹介す  
△道路行政に關し生じたる  
疑問は本欄に於て回答す  
るを以て會員諸氏は隔意  
なく質問あらん事を望む

## 質 疑 應 答

問 道路法第三十九條に依る受益者負擔規定發布以前に竣功したる道路工事に對し其後に於て該規定を制定し任意に工事着手の日を定めて受益者負擔金を徴收し得るや（富山縣土木生）

答 道路法施行前に竣功した道路工事に對し、道路法施行後同法第三十九條に依り規定を制定して受益者負擔金を徴收

することは、道路法に遡及規定がないから違法であるが、道路法施行後の道路工事に付其の竣功後規定を設けて受益者負擔金を徴することは違法ではないと解する、併し妥當ではないと思ふ。更に詳述すれば法第三十九條の規定に依り費用を負擔せしめ又は其の費用の負擔方法を定むるに付ては、監督官廳又は内務大臣の認可を受くべきことを法第五十二條第九號及施行令第二十條第四號に規定して居るが、之等は單に監督上の規定であつて、或る道路工事の受益者に費用を負擔せしめようとするに當り、必ず當該工事着手前に受益者負擔規定を定め又は認可を受けねばならぬといふような制限的意味を含むものではない、其他にも何等斯様な制限規定はない、又道路に關する工事の費用の一部を負擔せしむることを得といふのは負擔せしむべき費用の金額に關する規定であつて、如何に受益大なりとするも工事費の全部又は工事費を超えて負擔せしめ得ざることを意味するので、徴收した負擔金を當該工事費の一部に充當しなければならぬといふのではない、だから規定の上から

は違法とは云へない、けれども本來法第三十九條の規定は一面負擔の衡平を期すると同時に他面財源を潤澤ならしめ道路改良事業を促進せむとするのが目的であり、且一般課税が法律命令を以て豫め課税の目的物及税率等を規定し、後に之に基いて賦課徴收する方法を採つてゐるのに徴して、過去の事實に關し其後に規定を設けて、當時費用の負擔を豫期しなかつた者に負擔を命ずることは、甚だ必要性にも乏しく又苛酷でもあるように思はれる、殊に任意に工事着手の日を定めることは如何であらうか、これは多くの都市の受益者負擔規定中に「負擔金は工事着手の日の現在に依り受益者より納付せしむ」と定められて居るが、之と同様の規定の前提として必要とせられるのであらうが、勝手に工事着手の日を定め之に依つて費用負擔者を定めることは、衡平を期する上から穩當な方法ではない、假に實際工事着手の日の現在に依り受益者を定め又は或市の如く工事竣功の日に依り受益者を定めるとしても、之等受益者は其の時期に於ける土地所有者及其時より十年より長

き用益物權者若くは賃借權者とせられるのが普通であるが、元來が實際利益の生ずる時期及其程度に就ては土地柄に依り場所に依り又工事工法に依り測定が容易でなく、常に問題の種となつて居るのに、工事竣功後久しく時日の経過した後には其土地の所有權者並其の他の權利者は轉々移動して、實に負擔の衡平を期し難いばかりでなく、受益者の身分上並土地的移動又は財産上の變化等の爲負擔金徴收上非常に繁雜であり且困難を伴ふべきことは茲に贅言を費すまでもない、要するに妥當性を缺くものである。

(小坂登)

◇×××  
—  
××◇